

意見書

平成 22 年 1 月 14 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成21年12月15日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案」(以下、本変更案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

<総論>

IP サービスへの移行に伴い、本変更案においてもレガシー系サービスに係わる接続料の上昇傾向が続いています。これは主に、需要の減少に見合ったコストの削減がなされていないことが要因としてあげられますが、弊社共では現在の接続料算定方法における主要な問題点として次の事項があげられると考えます。

- (1) 本変更案において初めて導入された乖離額に関する調整制度(以下、「調整制度」という。)を含めて、実際費用方式では発生したコストが全て回収できる仕組みとなっているため、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東日本」という。)殿及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 西日本」という。)殿(合わせて以下、「NTT 東西」という。)に対してコスト削減のインセンティブが働かないこと。
- (2) 施設保全費、試験研究費といった光設備とメタル設備の共通設備に係る費用の配賦の方法が適切になっていない可能性があること。
- (3) 接続料貸倒額について、「電気通信分野における事業者間接続料金に係る債権保全措置に関するガイドライン」等に則り適切に運用されたのかどうか確認できないこと。

上記以外も含めて各論にて詳述いたしますが、特に調整制度については 2007 年 3 月 30 日の「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の答申(以下、「同答申」という。)により導入が適当とされたものの、当時はここまで大きな影響を及ぼすことは想定されていませんでした。一方、こうした状況においても NTT 東西殿は、レガシー系サービスに係る今後の将来展望を明らかにしておらず、このまま NTT 東西殿に接続料の上昇を認めた場合、接続事業者における接続料の負担感はいたずらに増大し公正競争環境に悪影響を及ぼすことになりかねません。従って NTT 東西殿が将来計画を明らかにするまでは、政策的に現行の料金で据え置くとともに、併せて IP 化への移行に伴う接続料の算定の在り方について早急に議論を開始すべきと考えます。

<各論>

1. 接続料について

(1) 接続料全般の問題点について

① コスト削減インセンティブについて

ドライカップに係る設備管理運営費については下表のとおりです。NTT 東西殿においては、費用削減に取り組んでいるとのことですが、回線減少に対して費用の削減が十分でなく、今後もIP技術を利用した光サービスが進展する中で、ドライカップの稼働回線は減少し、引き続き接続料は上昇していくことが容易に予想されます。

		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
NTT東日本	ドライカップ設備管理運営費(百万円)	359,046	344,598	332,475	314,267
			-4.0%	-3.5%	-5.5%
	ドライカップ利用回線数	28,516,272	27,390,732	25,731,760	23,838,091
			-3.9%	-6.1%	-7.4%
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
NTT西日本	ドライカップ設備管理運営費(百万円)	390,594	380,064	368,670	347,010
			-3.0%	-5.9%	-6.3%
	ドライカップ利用回線数	28,341,730	26,844,975	25,486,239	23,595,832
			-5.3%	-5.1%	-7.4%

従って、総論でも述べたとおり、回線減少に合わせてコスト削減を行うとともに、発生したコストの全てを回収できるような現行の算定方式を用いるのではなく、さらにコスト削減へのインセンティブが働くような算定方式の導入等について早急に検討を開始すべきと考えます。なお、ドライカップ以外の通信路設定伝送機能や公衆電話発信機能等の接続料についても同様に見直しを行うべきと考えます。

② 貸倒損失の算入について

貸倒損失については、昨年度の接続料申請から算入されているところであり、昨年度の意見募集において、弊社共は「(NTT 東西殿において)リスク管理が適切に行われたのかどうか確認できることが必要」と主張したのに対し、それに対する考え方として「具体的なリスク管理の状況については、関係事業者との守秘義務協定との関係上、公表することは適当ではないが、NTT 東西殿においては未払金の回収のために必要な措置を講じることにより、未回収債権の圧縮を行っており、適切なリスク管理が実施されたものと考えられる」とされ、NTT 東西殿に対し詳細な説明を求めている状況にあります。

しかしながら、今回の申請において、この貸倒損失額はNTT 東日本殿において約6億円、NTT 西日本殿において約7億円、と昨年度に比べ極めて大幅に上昇しており、NTT

東西殿の管理部門において真に適切な債権保全措置を行った結果であるのか疑念を抱かざるをえず、この金額の妥当性について確認できることが必要であると考えます。

また、昨年度においては貸倒額に大きな影響を与える接続事業者の破綻等の事例はなかったものと理解しており、今回算入されている貸倒額は昨年度以前の破綻等によるものが含まれているものと推察されます。仮に、昨年度以前の貸倒額等が算入されているということであれば、貸倒の要因となった事業者の破綻等の時期と貸倒額としての費用計上(接続料原価への算入)のタイミングとのタイムラグについてどのような取り扱いを行うべきか改めて議論を行う必要があると考えます。

<平成 20 年度における貸倒率の上昇>

(単位:百万円)						
	東日本			西日本		
	H21(現行)	H22(申請)	変化率	H21(現行)	H22(申請)	変化率
① 接続料貸倒額	1	603	603倍	4	705	176倍
② 接続料	284,794	261,056	91.66%	283,351	263,774	93.09%
貸倒率(①/②)	0.00035%	0.23098%	659倍	0.00141%	0.26727%	189倍

(2) 調整制度について

調整制度の導入が適当とされた同答申において、導入を適当とする理由の一つとして「需要が急激に減少し接続料が大きく上昇するような場合については、…基本的に需要の絶対量が少なく接続料額全体に与える影響は軽微であると考えられる」との考え方があげられています。実際の市場においては今回申請がなされている接続料が適用となるサービスにおいて依然として多くの需要が存在しており、この考え方は当てはまらず、接続料水準の大幅な上昇に繋がる規模の調整額を算入することが適当ではない状況にあります。例えば、ドライカップ、DSLに係る需要(接続事業者利用分)は依然として約 1500 万と多く、接続料額全体に与える影響は断じて軽微とは言えない状況です。

また、今回調整額を算入した結果、大幅な値上げという内容で接続料の申請がなされていることから、本方式においては NTT 東西殿におけるコスト削減インセンティブが働かないという課題が浮き彫りになったものと考えます。すなわち、調整額の全額算入を認めることにより NTT 東西殿は実際に会計計上された費用の全額を回収できることが保証されている状況にあり、この状況においてはコスト削減インセンティブが働かないことは明白です。この点については、NTT 東西殿全体で見た場合、管理部門と利用部門の内部取引は相殺されるという観点からも容易に想定されるところです。従って、調整額の算入方法については、NTT 東西殿においてコスト削減インセンティブが働く算入方式に早急に見直しを行うべきと考えます。

(3) 接続料原価の算定方法について

① 施設保全費について

施設保全費の配賦基準については、芯線長比が用いられていますが、光回線については一芯の中に複数のユーザを収容可能であることを考慮すると、単純な芯線長比という比率を用いてコスト配賦を行うことは適切ではないと考えます。

この比率を用い続けた場合、IP化、光化への移行が加速する中、光回線とメタル回線相互間での費用負担がさらに歪んだものになることが容易に想定されるところであり、早期に配賦基準の見直しを行う必要があると考えます。配賦基準の見直しに際しては、適正なコスト配賦を行うという観点から、光回線とメタル回線それぞれの利用契約数に準じた配賦基準を用いることが適当であると考えます。

② 試験研究費

レガシー系サービスに係る設備については、すでに技術も成熟しており、新たな研究開発を行う必要性は乏しいと考えられます。にも係らず、今回の接続料の算定においてもメタル回線で約51億円（NTT東西殿合計）もの多額の試験研究費が算入されている状況です。このような要素もレガシー系サービスの接続料を高止まりさせている一要因と考えられることから、真に必要な試験研究費を特定するなど、レガシー系サービスの接続料原価への試験研究費の算入方法の見直しを早期に行うべきと考えます。

2. 手続費について

(1) 電話帳掲載手続費

電話帳掲載手続費において、50音別電話帳（以下、「ハローページ」といいます。）に掲載する料金と職業別電話帳（以下、「タウンページ」といいます。）に掲載する料金ではタウンページの方が高くなっていますが、その要因として下表のとおり「印刷・製本委託費」に係る費用の差があげられます。その差について以前NTT東日本殿に確認させていただいたところ、理由の一つとして「広告を掲載する都合上、1頁あたりの掲載件数が少なく1部あたりの頁数が多いため、ハローページと比して用紙の使用量が多いため」との説明がありました。

しかし広告を掲載することにより頁数が増えるのは接続事業者の要因によるものではないことから、広告掲載による頁数増加による増分コストについては接続事業者の負担額から控除すべきと考えます。

		(単位: 円/掲載)	
		NTT東日本	NTT西日本
㊸ 更新結果チェック	タウンページ	1	1
	ハローページ	1	1
㊹ 伝票入力	タウンページ	14	18
	ハローページ	0	0
㊺ 印刷・製本委託額	タウンページ	174	173
	ハローページ	81	73
㊻ 電話帳システム使用料	タウンページ	22	22
	ハローページ	22	22

(2) 料金回収手続費

本変更案において、料金回収手続費は低廉化の方向で見直されていますが、料金回収に係る全体費用と全体需要から算出する現在の算定方式では、NTT 東西殿におけるコスト削減のインセンティブが働きにくく、今後の更なる低廉化にも限界があるものと考えられます。今後は、NTT 東西殿が接続事業者の料金を回収することにより、追加的に発生する増分費用に基づく算定方法※へ見直しを行うなど、料率の上昇を抑制し、NTT 東西殿に一層のコスト削減インセンティブが働くような施策等の検討が必要であると考えます。

なお、NTT 東日本殿における料金回収手続費原価の一つである回収不能相当額については、前年度に比較して、調整額加算前では 2 倍以上、調整額加算後では 3 倍近い水準に急上昇しています。NTT 西日本殿における回収不能相当額が前年度と比較して一定の改善が見られているのに対して、NTT 東日本殿の回収不能相当額がなぜ急激に増加しているのか、NTT 東日本殿においては、その要因及び対策など詳細を説明して頂く必要があると考えます。

※ 増分費用に基づく算定方法については、下記意見書を参照願います。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2004/pdf/040524_3_s5.pdf

NTT 東日本殿 料金回収手続費 原価「回収不能相当額」

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度実績		
		調整額加算前	調整額	調整額加算後
回収不能相当額	1,051 百万円	2,383 百万円	469 百万円	2,852 百万円
平成 19 年度比	—	約 2.2 倍	—	約 2.7 倍

※各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT 東日本)を基づき作成

NTT 西日本殿 料金回収手数料 原価「回収不能相当額」

	平成 19 年度 実績	平成 20 年度実績		
		調整額加算前	調整額	調整額加算後
回収不能相当額	1,510 百万円	798 百万円	▲534 百万円	264 百万円

※各年度における「その他費用の算定根拠」(NTT 西日本)を基づき作成

(3)NTT 東西殿作業単金について

①作業単金の妥当性について

作業単金は本変更案では NTT 東日本殿において現行の 6,213 円/時間から 6,207 円/時間へ、NTT 西日本殿において現行の 6,179 円/時間から 6,169 円/時間と微減するにとどまっていますが、弊社共が競争セーフガード制度に係る意見募集等において意見を述べているとおり、一般的な通信工事技術者の作業単金である 3,525 円/時間と比較しても依然として高い水準となっています。

本件については、NTT 東西殿から競争セーフガードにおける再意見において、「当社の作業単金は労務費のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでおり、現場管理費及び一般管理費の諸経費を含まない『建設物価』上の通信工事技術者賃金と比較することは不適切」としていますが、仮に比較することができないのであれば、NTT 東西殿は接続事業者が客観的に検証できるよう比較可能な数値を公表すべきです。

また、NTT 東西殿は「当社の作業単金は…業務実態と効率化効果を反映した適切な料金」としていますが、NTT 東西殿からのアウトソーシング先は NTT グループ会社がほとんどであることが容易に想定されるところであり、この場合 NTT グループ内部での資金留保が可能であることから、コスト削減インセンティブが有効に機能しない構造である可能性が高いと考えられます。従って、NTT 東西殿の作業単金については既存の接続料認可プロセスのみならず、追加的な検証を行うことにより、その適正性について検証すべきです。

②退職給与費について

NTT 東西殿において実施された事業者説明会(平成 21 年 12 月 22 日)におきまして、退職給与費の上昇について「市場の影響により年金資金の運用が上手く行かなかったため、退職給与金の引き当てを実施した。」との説明がありましたが、資金運用の結果による退職給与費増加分を接続事業者が負担することの合理性について説明が十分ではなく、NTT 東西殿においてはその理由を詳細に説明して頂く必要があると考えます。その上で接続事業者が負担すべきコストなのかどうか検証する必要があると考えます。

3. 今後の接続料算定等について

IP サービスへの移行等に伴い、レガシー系サービスに係わる接続料の上昇傾向が続いていますが、IP 化が進展しているとはいえ、まだまだレガシー系サービスが多数利用されていることを考慮すると、本変更での接続料の大幅な値上げは電気通信市場における競争を阻害するだけでなく、ユーザ料金への影響が及ぶ可能性も否定できない状況です。

電気通信市場のさらなる発展のためにも、第一種指定電気通信設備に係る接続料金は低廉な接続料が設定される必要性があり、プライスカップ等のプライシング施策の導入等により接続料金の上昇を抑制するような接続料算定方法の抜本的な見直しを行うべきであると考えます。

そのためにも、冒頭の総論で述べたように、NTT 東西殿による概括的展望を早期に公表し、メタルから光ファイバへの移行計画を明らかにさせた上で、各サービスの接続料算定方法についての議論を早急に開始する必要がある、それまでの間は競争を促進するためにも政策的に接続料金を現状の水準に据え置くなどの対策が実施されることを強く要望します。

以 上